



定期監査結果の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第9項の規定により、平成22年度に執行した監査の結果を次のとおり公表する。

平成23年2月14日

京都地方税機構監査委員

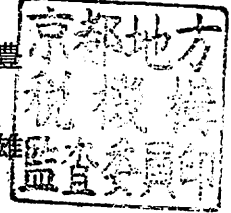
田畑

豊

同

岩崎

宗雄



平成22年度京都地方税機構定期監査結果報告書

1 監査の対象

平成22年度における定期監査については、京都地方税機構の全所属、事務局2課及び全9地方事務所の計11箇所について監査を執行した。

2 監査の期間

平成22年10月29日から平成22年12月10日まで

事務局総務課及び業務課	平成22年11月18日及び同12月10日
京都東地方事務所	平成22年11月1日
京都西地方事務所	平成22年11月9日
京都南地方事務所	平成22年11月1日
相楽地方事務所	平成22年11月12日
山城中部地方事務所	平成22年11月12日
乙訓地方事務所	平成22年11月9日
中部地方事務所	平成22年10月29日
中丹地方事務所	平成22年11月5日
丹後地方事務所	平成22年11月5日

3 監査の範囲

平成21年度及び監査執行日までに執行された平成22年度の財務並びに滞納整理事務等の執行を対象とした。

4 監査の方法

監査に当たっては、財務及び事務の執行が法令等に基づいて適正に行われているか、また、その事務処理が、納税者の利便性向上や業務の効率化を図るとともに、公平・公正な税業務の一層の推進を図るようになされているかについて、重点項目を設定し、所属長等から説明聴取を実施するとともに、関係書類等の調査を実施した。

監査の執行に際しては、監査対象機関に出向き、関係資料や事務の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取する実地監査により行った。

5 監査実施上の重点項目

- (1) 予算の執行は、計画的かつ適正に行われているか。
- (2) 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約事務は適正に行われているか。
- (4) 財産の取得、管理及び処分の手続きは適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、各種の証拠書類の整理保存等は、適正に行われているか。
- (6) 滞納整理事務は適正に行われているか。
- (7) 社会情勢に照らし、適切な事業運営がなされているか。

6 監査の結果

監査の結果、監査対象機関における事務の執行について、事務処理の一部に次のとおり改善を要する事例が見受けられたが、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、軽微な指摘事項等については、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。

(1) 旅費の支給について

平成 21 年度において、旅費の支給が大幅に遅延している事例が多数認められた。

(総務課及び業務課)

(2) 会計帳簿について

現金出納簿について、点検・押印もれ事例が認められた。

(乙訓地方事務所)

(3) 履行確認について

納品日未記載の納品書を受領し履行確認を行った事例が認められた。

(総務課)

(4) 契約事務について

委託契約等各種契約締結に係る文書事務において、校合が行われていない事例や公印審査が適切に行われていない事例が多数認められた。

また、物品調達契約において、参考見積書を本見積書とする確認行為を行った日が記録されていない事例が認められた。

(総務課)

(5) 服務管理について

出勤簿の押印がない事例が認められた。

(総務課、業務課及び山城中部地方事務所)

上記いずれも、適正な事務処理に留意を要する。

7 要望

京都地方税機構は、厳しい財政状況の下、コスト、人員の削減が求められる中で、多様化する住民ニーズへ対応していくため、納税者の利便性向上とともに、公平・公正な税務行政の確立をめざして、より一層の事務の効率化と適正な財務及び滞納整理事務等の執行が求められるところである。

今回の監査では、会計年度区分の誤り等のいわゆる不適正な会計処理事例は認められなかったものの、納品書の日付の記載に留意を要する事例が認められたところであり、納入業者に対し納品書の記載方法を指導する等、徹底を図られたい。

また、監査の中で、事務局総務課及び業務課において、時間外勤務が長時間に及んでいる職員の存在が見受けられたところであり、業務執行方法の見直し等の業務管理と適正な勤務時間管理の双方を徹底し、効率的な事務執行を行っていく必要がある。

住民・納税者に信頼される行政運営のためには、財務並びに滞納整理事務等の適正な管理執行が基本となることから各種関係事務の適正な処理の継続とより一層の事務の効率化を強く望むものである。